

第11号議案

平成23年度愛知県流域下水道事業特別会計予算

平成23年度愛知県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,235,178千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(県債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 県債」による。

平成23年2月23日提出

愛知県知事 大村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		13,050,128 <small>千円</small>
	1 負 担 金	13,050,128
2 使 用 料 及 び 手 数 料		264
	1 使 用 料	264
3 国 庫 支 出 金		9,990,832
	1 国 庫 負 担 金	2,784,000
	2 国 庫 補 助 金	7,206,832
4 財 産 収 入		6
	1 財 産 運 用 収 入	5
	2 財 産 売 払 収 入	1
5 繰 入 金		6,693,736
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,693,736

6	繰越金		808,837
	1	繰越金	808,837
7	諸収入		199,375
	1	県預金利子	1
	2	雑収入	199,374
8	県債		6,492,000
	1	県債	6,492,000
歳入合計			37,235,178
歳出			
	款	項	金額
1	流域下水道建設事業費		千円 17,446,539
	1	流域下水道建設事業費	17,446,539
2	流域下水道管理事業費		10,235,149
	1	流域下水道管理事業費	10,235,149

3	公	債	費		9,538,490		
				1	公	債	費
4	予	備	費		15,000		
				1	予	備	費
歳				出	合	計	37,235,178

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
矢作川流域下水道事業処理場建設工事	平成24年度から 平成25年度まで		千円 135,000
衣浦西部流域下水道事業処理場建設工事	平成24年度		千円 100,000
豊川流域下水道事業処理場建設工事	平成24年度		千円 545,000
日光川上流流域下水道事業処理場建設工事	平成24年度から 平成25年度まで		千円 750,000
新川東部流域下水道事業処理場建設工事	平成24年度から 平成25年度まで		千円 2,255,000
日光川下流流域下水道事業処理場建設工事	平成24年度から 平成25年度まで		千円 740,000
新川西部流域下水道事業管きょ布設工事	平成24年度		千円 175,000
新川西部流域下水道事業処理場建設工事	平成24年度から 平成25年度まで		千円 1,544,000

第3表 県 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業費	千円 6,483,000	普通貸借又は債券発行	% 9.0以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないうで借り換えることができる。
合 計	6,483,000			

第12号議案 平成23年度愛知県県営住宅管理事業特別会計予算

平成23年度愛知県の県営住宅管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,938,065千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年2月23日提出

愛知県知事 大村 秀章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		15,174,816 <small>千円</small>
	1 使用料	15,174,816
2 国庫支出金		686,910
	1 国庫補助金	686,910
3 財産収入		8,193
	1 財産運用収入	8,193
4 繰入金		3,704,262
	1 一般会計繰入金	3,704,262
5 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
6 諸収入		63,884
	1 延滞金加算金及び過料	1

	2 県 預 金 利 子	14,820
	3 雑 入	49,063
歳 入	合 計	19,938,065
歳 出		
款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 事 業 費		19,938,065 <small>千円</small>
	1 県 営 住 宅 管 理 費	7,911,444
	2 公 債 費	12,021,621
	3 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	19,938,065

第13号議案 平成23年度愛知県印刷事業特別会計予算

平成23年度愛知県の印刷事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ283,493千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年2月23日提出

愛知県知事 大村秀章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 1 0
	1 財 産 売 払 収 入	1 0
2 繰 越 金		2,263
	1 繰 越 金	2,263
3 諸 収 入		281,220
	1 収 益 事 業 収 入	281,140
	2 雑 入	80
歳 入 合 計		283,493

歳 出		
款	項	金 額
1 印 刷 事 業 費		千円 282,493
	1 印 刷 事 業 費	282,493
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		283,493

第14号議案

平成23年度愛知県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度愛知県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間患者数

区 分	が ん セ ン タ ー			城 山 病 院	小児保健医療 総合センター	計
	中央病院	愛知病院	尾張診療所			
入 院	161,040 ^人	77,226 ^人	— ^人	99,552 ^人	56,730 ^人	394,548 ^人
外 来	153,720	63,440	3,904	52,460	93,590	367,114

2 一日平均患者数

区 分	が ん セ ン タ ー			城 山 病 院	小児保健医療 総合センター	計
	中央病院	愛知病院	尾張診療所			
入 院	440 ^人	211 ^人	— ^人	272 ^人	155 ^人	1,078 ^人
外 来	630	260	16	215	382	1,503

3 建設改良計画

(1) 建設改良工事 383,997千円

(2) 資産購入 1,124,987千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		32,402,585千円
第1項 医療収益		27,435,127千円
第2項 医療外収益		4,967,458千円
支 出		
第1款 病院事業費		33,152,981千円
第1項 医療費用		32,465,962千円
第2項 医療外費用		677,019千円
第3項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,062,586千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		2,271,077千円
第1項 企業債		1,120,000千円
第2項 他会計負担金		1,134,574千円
第3項 雑収入		16,503千円
支 出		
第1款 資本的支出		3,333,663千円
第1項 建設改良費		383,997千円
第2項 資産購入費		1,124,987千円

第3項 企業債償還金

1,824,679千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
がんセンター中央病院外来化学療法センター施設整備工事	平成24年度	770,536千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設改良費及び資産購入費
- 2 限度額 1,120,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費 16,024,382千円
- 2 交際費 132千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,400,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	リニアアクセラレーター	一 式
	放射線治療情報システム	一 式
	生化学自動分析装置	一 式
	全身用X線コンピュータ断層撮影装置	一 式

平成23年2月23日提出

愛知県知事 大村 秀 章